島本町自衛官等募集対象者情報からの除外の申出に関する要綱

（令和　６　年１０月１７日）
最近改正　令和　８　年１０月２９日

（趣旨）

第１条　この要綱は、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第９７条及び自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第１２０条の規定に基づき防衛大臣からの提出の求めに応じ、町長が提出する自衛官及び自衛官候補生の募集対象者に関する情報（以下「募集対象者情報」という。）からの除外の申出に係る手続について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　募集対象者情報からの除外の対象となる者は、本町の住民基本台帳に記録されている者のうち、自衛官又は自衛官候補生の募集対象者に該当するものであって、当該年度において１８歳、２１歳その他の防衛大臣が提出を求める年齢となるものとする。

（募集対象者情報）

第３条　募集対象者情報は、前条に定める対象者の氏名、生年月日、性別及び住所に関する情報をいう。

（除外の申出）

第４条　募集対象者情報からの除外を希望する者（次項において「除外希望者」という。）は、町長が別に定める期間において、自衛隊への情報提供からの除外申出書（別記様式）に次の各号のいずれかの本人確認書類を提示（郵便の方法により申出を行う者にあっては、現住所記載の本人確認書類の写しを提出）の上、町長に申し出なければならない。

⑴　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）
⑵　運転免許証
⑶　旅券
⑷　資格確認書
⑸　前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書
⑹　その他、町長が適当と認める書類

２　除外希望者が未成年者若しくは成年被後見人である場合における当該除外希望者の法定代理人又は除外希望者の委任による代理人（第２号において「任意代理人」という。）は、当該除外希望者に代わって前項の規定による申出を行うことができる。この場合において、法定代理人又は任意代理人は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

⑴　法定代理人　法定代理人に係る前項の本人確認書類又はその写し及び戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証する書類
⑵　任意代理人　任意代理人に係る前項の本人確認書類又はその写し及び除外希望者からの委任の旨を証する書類

（除外の適用）

第５条　前条第１項の規定による申出に係る除外は、当該申出の受付を行った日以後、

町長が防衛大臣に最初に提出する募集対象者情報についてのみ適用する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、募集対象者情報からの除外の申出に係る手続に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年１０月１７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月２９日から施行する。

別記様式（第４条関係）

自衛隊への情報提供からの除外申出書

年　　月　　日

（宛先）島本町長

島本町自衛官等募集対象者情報からの除外の申出に関する要綱第４条第１項又は第２項の規定により、以下のとおり、募集対象者情報からの除外を申し出ます。

○対象者（自衛隊に提供する情報から除外する方）

氏　　名	フリガナ
生年月日	年　　月　　日
住　　所	〒　　－ 島本町
連 絡 先	

○申出者

申出者の区分	□本人（対象者）　□法定代理人　□任意代理人（委任を受けた方）
氏　　名 （本人の場合記載不要）	
住　　所 （本人の場合記載不要）	〒　　－
連 絡 先 （本人の場合記載不要）	

注１　申出者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、資格確認書等）の提示が必要です。郵送による申出の場合には、写し（現住所記載のもの）を添付してください。

注２　法定代理人が申出を行う場合は、注１に加えてその資格を証する書類が必要です。

注３　任意代理人が申出を行う場合は、注１に加えて委任状が必要です。

注４　この申出に係る除外は、この申出の受付を行った日以後、最初の募集対象者情報についてのみ適用します。

役　場　使　用　欄			
受付担当者	申出者本人確認	権限確認	受付年月日
	個　免　旅 資　住　学 他(　　)	委任状 戸籍謄本等 他(　　)	年　　月　　日